

フクダ電子
グリーン調達基準書

2018年 9月 (第7版)



品質方針

当社は、“社会的使命に徹し、ME 機器の開発を通じて、医学の進歩に寄与する” 経営理念を基本とし、顧客のニーズを的確に把握し、顧客の満足と信頼を得られる、製品・サービスを提供することを目指します。

1. 顧客要求事項・法規制要求事項への適合を確実にを行い、安全性を最優先し、製品・サービスを提供します。
2. 環境に責任ある製品を社会に提供するため、製品に含有する化学物質を適切に管理します。
3. 品質マネジメントシステムの確立、運用、及びその有効性の継続的改善に積極的に取り組みます。
4. 品質方針を達成するため、毎年度、部門毎に品質目標を定め実践し、その達成状況をレビューし、維持改善を確実にします。
5. 品質方針は、社内に掲示すると共に、教育・訓練により、全社員に周知徹底します。

2015年3月16日

フクダ電子株式会社
品質マネジメントシステム経営者

グリーン調達基準書

用語の説明	1
1. 目的	2
2. 適用範囲	2
3. グリーン調達基準の考え方とお取引開始までの進め方	2
3.1. グリーン調達基準の考え方	2
3.2. お取引開始までの進め方	2
4. 要求事項と解説	3
4.1. 物品に関する要求事項.....	3
4.2. 要求事項の解説.....	4
5. 評価について.....	5
5.1. 取引先環境評価.....	5
5.1.1. 取引先環境評価	5
5.1.2. 「自己評価」の対象.....	6
5.2. 物品評価	7
6. その他.....	7
添付資料「製品環境影響物質リスト」(1/26).....	8

用語の説明

フクダ電子 グリーン調達基準書に関する用語は以下に示します。

No.	用語	説明
1	アーティクルマネジメント 推進協議会 (JAMP)	2006年9月に業界横断の活動推進主体として発足した協議会です。 部品や成形品等が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることを目的としています。
2	製品含有化学物質(CiP)	製品中に含有されることが把握される化学物質のことを示します。 <u>CiP(Chemicals in products)</u>
3	サプライヤ	商品の供給者、取引業者です。
4	製品含有化学物質管理 ガイドライン	製品含有化学物質情報の信頼性を担保するために、製品に含まれる化学物質を管理するための具体的な実施項目や判定基準をガイドラインとしてまとめたもので、JAMPより発行されたものです。
5	チェックシート	製品含有化学物質管理ガイドライン 付属書 E を示します。
6	製品環境影響物質	フクダ電子へ納入する物品に含有する化学物質で、「製品環境影響物質リスト」(添付資料)に取り上げた化学物質のことを指します。
7	使用禁止物質	フクダ電子に納入する物品への含有を禁止する化学物質です。
8	含有管理物質	フクダ電子への納入物品の含有有無、含有量、使用部位、用途などの把握を必要とする化学物質です。
9	chemSHERPA	製品含有化学物質の情報伝達共通スキームです。 chemSHERPA-AIは、成形品の伝達情報です。 成形品の製品含有化学物質情報は、含有される管理対象物質の成分情報、及び遵法判断情報になります。 chemSHERPA-CIは、化学品の伝達情報です。 化学品の製品含有化学物質情報は、含有される管理対象物質の成分情報になります。

1. 目的

フクダ電子株式会社は、「医療機器を通じて人々の健康に貢献する」を企業理念として、地球環境問題を人類永遠の課題と捉え、環境に責任ある製品を社会に提供することを目指し、その一環としてグリーン調達に取り組んでいます。フクダ電子株式会社は、お取引先様と共同して環境保全を図って行きます。そのための要求事項を本基準書にまとめました。

2. 適用範囲

フクダ電子製品を構成する以下の物品に適用します。

- 1) 部品、ユニット
- 2) 材料
- 3) 製品の付属品
- 4) 接着剤、潤滑剤などの製品の中に含まれる補材
- 5) 包装材料、梱包材料

3. グリーン調達基準の考え方とお取引開始までの進め方

3.1. グリーン調達基準の考え方

環境保全活動を進めるには、以下の2つの枠組みが有効に機能することが必要と考えています。

- 1) 物品の環境管理システム(取引先環境評価)
フクダ電子へ納入する物品に含まれる化学物質を把握・管理するための仕組みが構築・運用されていることが必要です。
- 2) 製品環境影響物質の管理(物品評価)
フクダ電子へ納入する物品に原則使用禁止物質が使用されていないことが必要です。

3.2. お取引開始までの進め方

- 1) フクダ電子は、要求事項を「4. 要求事項と解説」(3~4ページ参照)として、設定しています。
- 2) フクダ電子は、お取引先様の取り組みが「要求事項」を満たしているかを確認します。
- 3) お取引先様は、チェックシートをご提出下さい。フクダ電子ではご提出されたチェックシートを基に評価を行い、「要求事項」を満たしているか否かを確認します。
- 4) お取引先様は、「物品評価」を行うためのchemSHERPA-AI(成分情報は必須、遵法判断情報は可能な限り記入)をご提出下さい。
- 5) フクダ電子ではご提出されたchemSHERPA-AIを基に評価を行い、「要求事項」を満たしているかを確認します。
- 6) お取引先様の状況により、非含有証明書、分析データ、chemSHERPA-CI等による回答を認める場合があります。

4. 要求事項と解説

4.1. 物品に関する要求事項

物品の環境管理システムに関する要求事項（製品含有化学物質管理）

アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が2018年に発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン 第4.0版」の付属書D：実施項目一覧表に沿った取り組みを実施するための責任と手順を定め文書化し、それに従い活動を行なっていること。

「製品含有化学物質管理ガイドライン」は以下のホームページよりご参照願います。

JAMP : <http://www.jamp-info.com/dl>

(参考)

「製品含有化学物質管理ガイドライン 第4.0版」の実施項目一覧表の実施項目

(注)チェックシートには実施項目(設問)、適合判断基準、回答例、管理の注意ポイントが記載されていますので、それらもご参照ください。

No.	実施項目
<u>5.1</u>	<u>組織の状況</u>
<u>5.1.1</u>	<u>組織及びその状況の理解</u>
<u>5.1.2</u>	<u>利害関係者のニーズ及び期待の理解</u>
<u>5.1.3</u>	<u>CiP 管理の適用範囲の決定</u>
<u>5.1.4</u>	<u>CiP 管理の実施</u>
<u>5.2</u>	<u>リーダーシップ</u>
<u>5.2.1</u>	<u>リーダーシップ及びコミットメント</u>
<u>5.2.2</u>	<u>方針</u>
<u>5.3</u>	<u>計画</u>
<u>5.3.1</u>	<u>リスク及び機会への取組み</u>
<u>5.3.2</u>	<u>目標及びそれを達成するための計画策定</u>
<u>5.4</u>	<u>支援</u>
<u>5.4.1</u>	<u>資源</u>
<u>5.4.2</u>	<u>力量</u>
<u>5.4.3</u>	<u>認識</u>
<u>5.4.4</u>	<u>コミュニケーション</u>
<u>5.4.4.1</u>	<u>内部コミュニケーション</u>
<u>5.4.4.2</u>	<u>外部とのコミュニケーション</u>
<u>5.4.5</u>	<u>文書化した情報</u>
<u>5.5</u>	<u>運用</u>
<u>5.5.1</u>	<u>運用の計画及び管理</u>
<u>5.5.2</u>	<u>CiP 管理基準の策定</u>
<u>5.5.2.1</u>	<u>顧客とのコミュニケーション</u>
<u>5.5.2.2</u>	<u>CiP 管理基準の明確化</u>
<u>5.5.3</u>	<u>設計・開発における CiP 管理</u>
<u>5.5.4</u>	<u>外部から提供される製品の管理</u>
<u>5.5.4.1</u>	<u>CiP 情報の入手及び確認</u>
<u>5.5.4.2</u>	<u>供給者における CiP の管理状況の確認</u>
<u>5.5.4.3</u>	<u>受入れ時における CiP 管理</u>

No.	実施項目
<u>5.5.4.4</u>	<u>外部委託先における CiP の管理状況の確認</u>
<u>5.5.5</u>	<u>製造及び保管における CiP 管理</u>
<u>5.5.5.1</u>	<u>製造工程における管理(変換工程の管理)</u>
<u>5.5.5.2</u>	<u>ご使用及び汚染の防止(平行生産及び使用禁止物質の誤使用・汚染の管理)</u>
<u>5.5.5.3</u>	<u>識別及びトレーサビリティ</u>
<u>5.5.6</u>	<u>変更の管理</u>
<u>5.5.7</u>	<u>製品の引渡し</u>
<u>5.5.8</u>	<u>不適合品発生時における対応</u>
<u>5.6</u>	<u>パフォーマンス評価及び改善</u>

物品の製品環境影響物質に関する要求事項

1. 使用禁止物質の使用禁止

フクダ電子に納入する物品の中に、“使用禁止物質”（添付文書「製品環境影響物質リスト」）を使用していないこと。

2. 使用制限物質の把握

フクダ電子に納入する物品に含有している、“使用制限物質”（添付文書「製品環境影響物質リスト」）について、含有の有無、含有量、使用部位、用途の把握をしていること。

3. 含有管理物質の把握

フクダ電子に納入する物品に含有している、“含有管理物質”（添付文書「製品環境影響物質リスト」）について、含有の有無、含有量、使用部位、用途の把握をしていること。

4.2. 要求事項の解説

物品の環境管理システムに関する要求事項（製品含有化学物質管理）

- 1) 物品の環境管理システムとは、フクダ電子に納入する物品に含まれる化学物質を把握する仕組みを指します。

今回、お取引先様における製品含有化学物質管理をより確実に実施していただくために、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が2018年に発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン 第4.0版」をフクダ電子の要求事項として採用することといたしました。

- 2) 製品含有化学物質管理システムにおける実施項目については、「製品含有化学物質管理ガイドライン」の付属書D：実施項目一覧表及びチェックシートをご参照ください。
- 3) チェックシートの「実施内容」はサプライチェーン全体での共通的な表現になっています。実際の取り組みにあたっては、各社の状況に応じて、具体的な内容に置き換えて対応してください。
- 4) 製品含有化学物質管理システムを構築する単位は「組織」になります。「組織」とは、会社、事業部、事業所等を指しますが、組織全体で実施項目が漏れないよう注意してください。

5. 評価について

5.1. 取引先環境評価

5.1.1. 取引先環境評価

「物品の環境管理システム」に関する取引先評価は以下の順になります。

- 1) 必要に応じチェックシートの提出依頼を行います。
- 2) お取引先様は、「要求事項」に対し自らの活動状況を自己評価して下さい。
その結果を以下のフォーマットにてご提出下さい。
 - a) チェックシート・・・必須
 - b) 上記提出物以外に「物品の環境管理システム」の構築および運用状況を確認できる資料のご提出を依頼する場合があります。この場合には、フクダ電子から個別にお知らせいたします。
- 3) フクダ電子では、提出していただいたチェックシートの内容が、「要求事項」を満たしているか否かを確認します。
ご提出された内容の確認並びに構築及び運用の改善のために、問合せや訪問させていただく場合があります。この場合には、フクダ電子から個別にお知らせいたします。
- 4) チェックシートの評価結果は、お取引先様へご連絡します。

5.1.2. 「自己評価」の対象

1) お取引先様が製造業者の場合

フクダ電子へ納入する物品を製造するすべての事業所（工場）が対象です。ただし、フクダ電子へ納入する物品を製造しない事業所（工場）は対象外です。

なお、「物品の環境管理システム」の評価については、製品含有化学物質管理が、事業所(工場)だけでは完結しない場合は、事業所(工場)以外も評価の対象となります。

(例)事業所(工場)は製造部門のみで、設計や使用する部材の選定は、本社部門(親企業)で行なわれているような場合は、本社部門(親企業)も含めて評価の対象になります。

2) お取引先様が商社の場合

お取引先様（商社）の事業所等が対象です。

お取引先様（商社）の仕入先様または委託先様の事業所（工場）の評価は、実施項目に従い、お取引先様（商社）にて評価をお願いします。評価結果は、チェックシート 「5.5.4.2供給者におけるCiPの管理状況の確認」にてご報告ください。

5.2. 物品評価

個々の物品に対する「物品評価」は以下の順になります。

- 1) フクダ電子からお取引先様へ取引対象物品に関する製品環境影響物質情報の調査依頼を行います。
- 2) お取引先様は、上記依頼に基づく調査結果をchemSHERPA-AI(成分情報は必須、遵法判断情報は可能な限り記入)にてフクダ電子へご提出ください。
- 3) フクダ電子は、chemSHERPA-AIの評価を行い、「要求事項」を満たしているか否か確認します。
「要求事項」を満たしていない「物品」については、個別に対応をします。
- 4) お取引様は、設計変更、工程変更などにより製品環境影響物質に変化が発生する場合は、物品の使用制限物質の有無の再確認が必要となりますので、判明次第、情報をフクダ電子へご提供ください。
- 5) フクダ電子からの見積依頼書に「RoHS物品評価のための調査結果(chemSHERPA-AI)」にチェックがある場合は、調査回答の準備をお願いします。
- 6) 代替え部品のご提案の際は、製品環境影響物質情報の調査結果を、chemSHERPA-AI (成分情報は、必須)でフクダ電子へご提供ください。

6. その他

1) ご提供いただいた情報の取り扱い

ご提供いただいた情報はフクダ電子グループで共有させていただきます。

また、ご提供いただいた製品環境影響物質の情報に関しましては、サプライチェーンによる情報提供の要求があった場合、および国内外の行政機関等からの情報開示の要求があった場合には、フクダ電子の製品関連情報の一部として第三者（顧客等）に提出することがあります。

2) お問い合わせ先

フクダ電子株式会社 生産購買部 グリーン調達課

添付資料「製品環境影響物質リスト」(1/26)

用語の定義

1) 含有

化学物質が、製品を構成する部品/材料に本来含まれること。添加、充填、混入、付着される場合を含みます。また製造プロセスに起因する場合も含みます。

2) 不純物

天然素材中に含有され、商用材料として精製される過程で、現在の工業技術水準で除去しきれない物質、または材料、薬品の合成反応の過程で生じた副生成物および触媒残渣など、現在の工業技術水準で除去しきれない物質です。

3) 均質材料

均質材料は機械的に分離できない材料で、さらに「組成全体が均一な材料」で、例としては、プラスチック、セラミックス、ガラス、金属、合金、紙、樹脂、コーティングなどです。具体的には、次の例があります。

- a) 異種材料でコーティングや接着されていない1種類だけの材料からなるプラスチックカバー。最大許容濃度はこのプラスチックに適用されます。
- b) 電気ケーブルは力学的プロセスにより絶縁体と金属などの異種材料に分離されるので、電気ケーブルは均質材料ではありません。最大許容濃度は、それぞれの分離された材料に適用されます。
- c) 半導体パッケージは、プラスチック成形材料、リードフレームのスズのコーティング、リードフレーム合金、および金ボンディングワイヤーなどの多くの均質材料を含みます。最大許容濃度はそれぞれに適用されます。

4) 対象範囲

本基準書で規定する使用禁止物質、含有管理物質に関して、それらの適用対象となる濃度、用途、使用等をいいます。なお濃度は、以下の算出式に従います。

$$(\text{濃度}) = (\text{対象化学物質の含有質量}) \div (\text{対象化学物質を含有する部位の均質物質質量})$$

金属化合物における対象範囲の濃度は、金属換算値を適用してください。

また均質物質とは、対象化学物質を含有する部位の同一材質を指し、異なる材料へ機械的に解体できない素材を意味します。

5) 除外対象項目

本基準書で規定する使用禁止物質の対象範囲から除かれる特定の用途、物質等を定めた項目を指します。ただし、含有管理物質と同等に管理してください。

6) 合成樹脂

汎用プラスチック、エンジニアリングプラスチック、合成繊維、合成ゴム、塗料、接着剤などの合成高分子を指します。

7) ppm

“parts per million” の意であり、「100 万分の 1」を表します。本基準の記載では、重量比率を表し、1ppm=1mg/kg です。

8) CAS No.

アメリカ化学会の Chemical Abstracts Service (CAS) が化学文献などに記載された化学物質に付与した番号です。CAS Registry Number の略です。

添付資料「製品環境影響物質リスト」(2/26)

注意

- 1) 使用禁止物質の対象範囲における含有が判明した場合は、すみやかにご連絡ください。
- 2) 対象範囲は原則法規制に基づき設定しています。
- 3) 対象範囲外の用途などによる除外事項の使用は禁止ではありませんが、その使用に関する情報（含有量、含有部位など）の把握は必要となります。

添付資料「製品環境影響物質リスト」(3/26)

A 使用禁止物質

1. ポリ臭化ビフェニル (PBB) 類

対象となる化学物質の代表例		用途・使用例
化学物質	CAS No.	
デカブロモビフェニル	13654-09-6	難燃剤
3,3',4,4'-ブロモビフェニル	77102-82-0	
2,2',4,5,5'-ブロモビフェニル	67888-96-4	
対象範囲 ：下記のいずれかに該当するもの。 a) 均質材料中に1000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等 ： REACH規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII)、EU RoHS指令(2011/65/EU)		

2. ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) 類

対象となる化学物質の代表例		用途・使用例
化学物質	CAS No.	
ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9	難燃剤
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0	
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	
対象範囲 ：下記のいずれかに該当するもの。 a) 均質材料中に1000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等 ： REACH規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII)、EU RoHS指令(2011/65/EU)		

3. カドミウム及びその化合物

対象となる化学物質の代表例		用途・使用例
化学物質	CAS No.	
カドミウム	7440-43-9	顔料、耐蝕表面処理、電池、接点、光学材料、ポリ塩化ビニル安定剤
酸化カドミウム	1306-19-0	
硫化カドミウム	1306-23-6	
塩化カドミウム	10108-64-2	
硫酸カドミウム	10124-36-4	
対象範囲 ：下記のいずれかに該当するもの。 a) 均質材料中に100ppmを超える含有がある場合 b) カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える包装資材用途でのカドミウムの使用 <除外対象項目> 1) 上記a)について、付表1-1および付表1-2に記載。		
参照法規制等 ： REACH規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII)、EU RoHS指令(2011/65/EU)、EU 包装指令(94/62/EEC)、EU 電池指令(2006/66/EC)、オランダカドミウム指令、デンマークカドミウム禁止令		

添付資料「製品環境影響物質リスト」(4/26)

A 使用禁止物質 (続き)

4. 鉛及びその化合物

対象となる化学物質の代表例		用途・使用例
化学物質	CAS No.	
鉛	7439-92-1	顔料、塗料、ゴム硬化剤、プラスチック安定剤、電池、ゴム加硫剤、ハンダ、ガラス、快削合金、合金成分、各種樹脂添加剤
炭酸鉛	598-63-0	
酸化鉛 (IV)	1309-60-0	
四酸化三鉛	1314-41-6	
硫化鉛 (II)	1314-87-0	
酸化鉛 (II)	1317-36-8	
塩基性炭酸鉛 (II)	1319-46-6	
硫酸鉛 (II)	7446-14-2	
クロム酸鉛	7758-97-6	
チタン酸鉛	12060-00-3	
ステアリン酸鉛	1072-35-1	
二塩基性ステアリン酸鉛	56189-09-4	
砒酸水素鉛	7784-40-9	
クロム酸モリブデン酸亜硫酸鉛赤	12656-85-8	
硫クロム酸鉛黄色	1344-37-2	
<p>対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。</p> <p>a) 均質材料中に1000ppmを超える含有がある場合。ただし、ポリ塩化ビニル電線のポリ塩化ビニル樹脂被覆中では300ppmを超える含有がある場合。</p> <p>b) カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える包装資材用途での鉛の使用</p> <p>c) 電池・蓄電池の用途に対して、その総重量に対する鉛含有量が0.4%以上の場合</p> <p><除外対象項目></p> <p>1) 上記a)について、付表1-1および付表1-2に記載。</p> <p>参照法規制等：</p> <p>REACH規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII、SVHC)、EU RoHS指令(2011/65/EU)、EU 包装指令(94/62/EEC)、EU 電池指令(2006/66/EC)、デンマーク鉛禁止令、プロポジション65</p>		

添付資料「製品環境影響物質リスト」(5/26)

A 使用禁止物質 (続き)

5. 六価クロム化合物

対象となる化学物質の代表例		用途・使用例
化学物質	CAS No.	
重クロム酸ナトリウム	10588-01-9	顔料、塗料、インキ、触媒、 防食表面処理、染料、防錆
三酸化クロム	1333-82-0	
クロム酸カルシウム	13765-19-0	
クロム酸鉛	7758-97-6	
重クロム酸カリウム	7778-50-9	
クロム酸カリウム	7789-00-6	
重クロム酸ナトリウム・2水和物	7789-12-0	
ヘプタオキシドニクロム酸二カリウム	7778-50-9	
ヘプタオキシドニクロム酸二アンモニウム	7789-09-5	
テトラオキシドクロム酸二カリウム	7789-00-6	
クロム酸ナトリウム	7775-11-3	
酸化クロム (VI)	1333-82-0	
クロム酸	7738-94-5	
クロム酸および重クロム酸のオリゴマー	-	
重クロム酸、ニクロム酸	13530-68-2	
クロム酸モリブデン酸亜硫酸鉛赤	12656-85-8	
硫クロム酸鉛黄色	1344-37-2	
<p>対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。</p> <p>a) 均質材料中に1000ppmを超える含有がある場合</p> <p>b) カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える包装資材用途での六価クロムの使用 <除外対象項目></p> <p>1) 上記a)について、付表1-1および付表1-2に記載。</p> <p>参照法規制： REACH規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII、SVHC)、EU RoHS指令(2011/65/EU)、EU 包装指令(94/62/EEC)</p>		

6. 水銀及びその化合物

対象となる化学物質の代表例		用途・使用例
化学物質	CAS No.	
水銀	7439-97-6	電池、蛍光材料、接点、温度計、顔料
塩化第二水銀	7487-94-7	
酸化水銀 (II)	21908-53-2	
<p>対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。</p> <p>a) 不純物で、均質材料中に1000ppmを超える含有がある場合</p> <p>b) カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える包装資材用途での水銀の使用</p> <p>c) 電池への使用に関して、5ppmを超える水銀の使用。ただし、ボタン電池では2%を超える水銀の使用 <除外対象項目></p> <p>1) 上記a)について、付表1-1および付表1-2に記載。</p> <p>参照法規制： REACH規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII)、EU RoHS指令(2011/65/EU)、EU 包装指令(94/62/EEC)、EU 電池指令(2006/66/EC)</p>		

添付資料「製品環境影響物質リスト」(6/26)

7. フタル酸ブチルベンジル/BBP

対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ブチルベンジル/BBP	85-68-7	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
対象範囲： 均質材料中に1000ppmを超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII、SVHC)、EU RoHS指令(2011/65/EU)		

8. フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) /DEHP

対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) /DEHP	117-81-7	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
対象範囲： 均質材料中に1000ppmを超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII、SVHC) 、EU RoHS指令(2011/65/EU)		

9. フタル酸ジブチル/DBP

対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ジブチル/DBP	84-74-2	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
対象範囲： 均質材料中に1000ppmを超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII、SVHC) 、EU RoHS指令(2011/65/EU)		

10. フタル酸ジイソブチル/DIBP

対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ジイソブチル/DIBP	84-69-5	可塑剤、DBPの代替物質として使用される
対象範囲： 均質材料中に1000ppmを超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH規則(EC) No 1907/2006(SVHC) 、EU RoHS指令(2011/65/EU)		

注記

1) 本リストの化学物質は、EU-RoHS指令(2011/65/EU)の使用禁止物質です。

最新情報については、EUの原文をご参照ください。

添付資料「製品環境影響物質リスト」(7/26)

C 含有管理物質

No.	物質名	参考:物質和名例	CAS No.	適用日	関連法規性
1	Cadmium	カドミウム	7440-43-9	2013/06/20	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
2	Ammonium pentadecafluorooctanoate (APFO)	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	3825-26-1	2013/06/20	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
3	Pentadecafluorooctanoic acid (PFOA)	ペルフルオロオクタン酸	335-67-1	2013/06/20	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
4	Dipentyl phthalate (DPP)	フタル酸ジペンチル	131-18-0	2013/06/20	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
5	4-Nonylphenol, branched and linear, ethoxylated [substances with a linear and/or branched alkyl chain with a carbon number of 9 covalently bound in position 4 to phenol, ethoxylated covering UVCB- and well-defined substances, polymers and homologues, which include any of the individual isomers and/or combinations thereof]	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート		2013/06/20	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
6	Cadmium oxide	酸化カドミウム (II)	1306-19-0	2013/06/20	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
7	Pyrochlore, antimony lead yellow	ピグメントエロー 4 1; C. I. ピグメントイエロー 4 1	8012-00-8	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
8	6-methoxy-m-toluidine (p-cresidine)	6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
9	Henicosaflluoroundecanoic acid	ペルフルオロウンデカン酸	2058-94-8	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
10	Hexahydromethylphthalic anhydride [1], Hexahydro-4-methylphthalic anhydride [2], Hexahydro-1-methylphthalic anhydride [3], Hexahydro-3-methylphthalic anhydride [4] [The individual isomers [2], [3] and [4] (including their cis- and trans- stereo isomeric forms) and all possible combinations of the isomers [1] are covered by this entry]	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸 [1]、 4-メチルシクロヘキサン-1, 2-ジカルボン酸無水物; 4-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸 [2]、 1-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸 [3]、 3-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸 [4]	25550-51-0, 19438-60-9, 48122-14-1, 57110-29-9	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
11	Cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [1], cis-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [2], trans-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [3] [The individual cis- [2] and trans- [3] isomer substances and all possible combinations of the cis- and trans-isomers [1] are covered by this entry]	ヘキサヒドロフタル酸無水物; 1, 2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物 [1]、 シス-1, 2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物; ヘキサヒドロフタル酸無水物 [2]、 ヘキサヒドロフタル酸無水物; トランス1, 2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物 [3]	85-42-7, 13149-00-3, 14166-21-3	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(8/26)

C 含有管理物質 (続き)

No.	物質名	参考:物質和名例	CAS No.	適用日	関連法規性
12	Dibutyltin dichloride (DBTC)	ジブチルスズジクロライド; DBTC	683-18-1	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
13	Lead bis(tetrafluoroborate)	ホウフッ化鉛; 四フッ化ホウ酸鉛 (II)	13814-96-5	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
14	Lead dinitrate	硝酸鉛; 硝酸鉛 (II)	10099-74-8	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
15	Silicic acid, lead salt	ケイ酸と鉛の塩	11120-22-2	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
16	4-Aminoazobenzene	p-アミノアゾベンゼン; 4-アミノアゾベンゼン; 4-フェニルアゾアニリン	60-09-3	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
17	Lead titanium zirconium oxide	ジルコン酸チタン酸鉛; 三酸化ジルコニウムチタン鉛	12626-81-2	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
18	Lead monoxide (lead oxide)	一酸化鉛; 酸化鉛 (I I)	1317-36-8	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
19	o-Toluidine	o-トルイジン	95-53-4	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
20	3-ethyl-2-methyl-2-(3-methylbutyl)-1,3-oxazolidine	3-エチル-2-イソペンチル-2-メチル-1,3-オキサゾリジン	143860-04-2	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
21	Silicic acid (H ₂ Si ₂ O ₅), barium salt (1:1), lead-doped [with lead (Pb) content above the applicable generic concentration limit for 'toxicity for reproduction' Repr. IA (CLP) or category 1 (DSD); the substance is a member of the group entry of lead compounds, with index number 082-001-00-6 in Regulation (EC) No 1272/2008]	ケイ酸とバリウムの塩 (1:1) (鉛ドープ)	68784-75-8	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
22	Trilead bis(carbonate)dihydroxide	炭酸鉛; 水酸化炭酸鉛 (II)	1319-46-6	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
23	Furan	フラン	110-00-9	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
24	N,N-dimethylformamide	ジメチルホルムアミド; N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
25	4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)phenol, ethoxylated [covering well-defined substances and UVCB substances, polymers and homologues]	エトキシ化された 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	-	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
26	4-Nonylphenol, branched and linear [substances with a linear and/or branched alkyl chain with a carbon number of 9 covalently bound in position 4 to phenol, covering also UVCB- and well-defined substances which include any of the individual isomers or a combination thereof]	4-ニルフェノール	-	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(9/26)

C 含有管理物質 (続き)

No.	物質名	参考:物質和名例	CAS No.	適用日	関連法規性
27	4,4'-methylenedi-o-toluidine	4,4'-メチレンビス(オートルイジン)、 4,4'-メチレンビス(2-メチルアニリン)	838-88-0	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
28	Diethyl sulphate	硫酸ジエチル	64-67-5	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
29	Dimethyl sulphate	硫酸ジメチル	77-78-1	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
30	Lead oxide sulfate	塩基性硫酸鉛	12036-76-9	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
31	Lead titanium trioxide	チタン酸鉛	12060-00-3	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
32	Acetic acid, lead salt, basic	塩基性酢酸鉛	51404-69-4	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
33	[Phthalato(2-)]dioxotrilead	[1,2-ベンゼンジカルボキシラト(2-)]ジオキソ三鉛; ジオキソ(フタラト)三鉛	69011-06-9	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
34	Bis(pentabromophenyl) ether (decabromodiphenyl ether; DecaBDE)	デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
35	N-methylacetamide	N-メチルアセトアミド	79-16-3	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
36	Dinoseb (6-sec-butyl-2,4-dinitrophenol)	ジノセブ; 2-sec-ブチル-4,6-ジニトロフェノール	88-85-7	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
37	1,2-Diethoxyethane	エチレングリコールジエチルエーテル; 1,2-ジエトキシエタン	629-14-1	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
38	Tetralead trioxide sulphate	塩基性硫酸鉛; 三塩基性硫酸鉛; 三塩基性硫酸鉛(Pb4O3(SO4))	12202-17-4	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
39	N-pentyl-isopentylphthalate	フタル酸N-ペンチル-イソペンチル; N-ペンチル-イソペンチルフタレート	776297-69-9	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
40	Dioxobis(stearato)trilead	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛	12578-12-0	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
41	Tetraethyllead	四エチル鉛	78-00-2	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
42	Pentalead tetraoxide sulphate	塩基性硫酸鉛	12065-90-6	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
43	Pentacosaflluorotridecanoic acid	ペルフルオロトリデカン酸	72629-94-8	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
44	Tricosaflluorododecanoic acid	ペルフルオロドデカン酸	307-55-1	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
45	Heptacosaflluorotetradecanoic acid	ペルフルオロテトラデカン酸	376-06-7	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
46	1-bromopropane (n-propyl bromide)	1-ブロモプロパン; 臭化 n-プロピル	106-94-5	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
47	Methoxyacetic acid	メトキシ酢酸	625-45-6	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(10/26)

C 含有管理物質 (続き)

No.	物質名	参考:物質和名例	CAS No.	適用日	関連法規性
48	4-methyl-m-phenylenediamine (toluene-2,4-diamine)	2,4-ジアミノトルエン	95-80-7	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
49	Methyloxirane (Propylene oxide)	酸化プロピレン	75-56-9	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
50	Trilead dioxide phosphonate	二塩基性リン酸鉛	12141-20-7	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
51	o-aminoazotoluene	2-アミノ-5-アゾトルエン; o-アミノアゾトルエン	97-56-3	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
52	1,2-Benzenedicarboxylic acid, dipentylester, branched and linear	フタル酸 n-ペンチル-イソペンチル; 1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐および直鎖	84777-06-0	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
53	4,4'-oxydianiline and its salts	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル; 4,4'-オキシジアニリン及びその塩	101-80-4	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
54	Orange lead (lead tetroxide)	四三酸化鉛	1314-41-6	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
55	Biphenyl-4-ylamine	4-アミノビフェニル; ビフェニル-4-イルアミン	92-67-1	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
56	Diisopentylphthalate	フタル酸ジイソペンチル; DIPP	605-50-5	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
57	Fatty acids, C16-18, lead salts	脂肪酸鉛塩(炭素数 C 16-18)	91031-62-8	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
58	Diazene-1,2-dicarboxamide (C,C'-azodi(formamide))	アゾジカルボキサミド、ジアゼン-1,2-ビスカルボキサミド	123-77-3	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
59	Sulfurous acid, lead salt, dibasic	塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
60	Lead cyanamidate	シアナミド鉛	20837-86-9	2012/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
61	[4-[4,4'-bis(dimethylamino)benzhydrylidene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene]dimethylammonium chloride (C. I. Basic Violet 3) [with ≥ 0.1% of Michler's ketone (EC No. 202-027-5) or Michler's base (EC No. 202-959-2)]	[4-[4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンズヒドリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (C. I. ベーシックバイオレット3)	548-62-9	2012/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
62	1,3,5-tris[(2S and 2R)-2,3-epoxypropyl]-1,3,5-triazine-2,4,6-(1H,3H,5H)-trione (β-TGIC)	1,3,5-トリス [(2S and 2R)-2,3-エポキシプロピル]-1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリオン (β-TGIC)	59653-74-6	2012/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(11/26)

C 含有管理物質 (続き)

No.	物質名	参考:物質和名例	CAS No.	適用日	関連法規性
63	1,2-bis(2-methoxyethoxy)ethane (TEGDME; triglyme)	1,2-ビス-(2-メトキシエトキシ)エタン (TEGDME; トリグリム)	112-49-2	2012/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
64	4,4'-bis(dimethylamino)-4''-(methylamino)trityl alcohol [with ≥ 0.1% of Michler's ketone (EC No. 202-027-5) or Michler's base (EC No. 202-959-2)]	4,4'-ビス(ジメチルアミノ)-4''-(メチルアミノ)トリチルアルコール	561-41-1	2012/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
65	Lead(II) bis(methanesulfonate)	鉛(II) =ジメタンスルホナート	17570-76-2	2012/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
66	1,2-dimethoxyethane; ethylene glycol dimethyl ether (EGDME)	1,2-ジメトキシエタン; エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME)	110-71-4	2012/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
67	Diboron trioxide	三酸化二ホウ素; 酸化ホウ素	1303-86-2	2012/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
68	α, α-Bis[4-(dimethylamino)phenyl]-4-(phenylamino)naphthalene-1-methanol (C. I. Solvent Blue 4) [with ≥ 0.1% of Michler's ketone (EC No. 202-027-5) or Michler's base (EC No. 202-959-2)]	α, α-ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]-4-(フェニルアミノ)ナフタレン-1-メタノール (C. I. ソルベントブルー4)	6786-83-0	2012/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
69	1,3,5-Tris(oxiran-2-ylmethyl)-1,3,5-triazinane-2,4,6-trione (TGIC)	1,3,5-トリス(オキシラン-2-イルメチル)-1,3,5-トリアジナン-2,4,6-トリオン (TGIC)	2451-62-9	2012/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
70	4,4'-bis(dimethylamino)benzophenone (Michler's ketone)	4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンゾフェノン (ミヒラーズケトン)	90-94-8	2012/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
71	N,N,N',N'-tetramethyl-4,4'-methylene dianiline (Michler's base)	N,N,N',N'-テトラメチル-4,4'-メチレンジアニリン (ミヒラーズベース)	101-61-1	2012/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
72	[4-[[4-anilino-1-naphthyl][4-(dimethylamino)phenyl]methylene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene] dimethylammonium chloride (C. I. Basic Blue 26) [with ≥ 0.1% of Michler's ketone (EC No. 202-027-5) or Michler's base (EC No. 202-959-2)]	[4-[[4-アニリノ-1-ナフチル][4-(ジメチルアミノ)フェニル]メチレン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン ジメチルアンモニウムクロリド (C. I. ベーシックブルー26)	2580-56-5	2012/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
73	Formamide	ホルムアミド	75-12-7	2012/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(12/26)

C 含有管理物質 (続き)

No.	物質名	参考:物質和名例	CAS No.	適用日	関連法規性
74	4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)phenol	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール; 4-(tert-オクチル)フェノール; 4-(2,4,4-トリメチルペンタン-2-イル)フェノール	140-66-9	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (SVHC)
75	N,N-dimethylacetamide	N,N-ジメチルアセトアミド	127-19-5	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (SVHC)
76	Phenolphthalein	フェノールフタレイン	77-09-8	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (SVHC)
77	Lead diazide, Lead azide	二アジ化鉛 (I I): アジ化鉛 (I I)	13424-46-9	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
78	Lead dipicrate	鉛 (I I) = ジピクラーテ: ピクリン酸鉛 (I I)	6477-64-1	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
79	Calcium arsenate	ビス(ヒ酸)三カルシウム: ヒ酸カルシウム	7778-44-1	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
80	1,2-dichloroethane	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (SVHC)
81	Dichromium tris(chromate)	トリス(クロム酸)二クロム (I I I)	24613-89-6	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
82	2-Methoxyaniline; o-Anisidine	2-メトキシアニリン: o-アニシジン	90-04-0	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
83	Pentazinc chromate octahydroxide	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
84	Arsenic acid	ヒ酸: オルトヒ酸	7778-39-4	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
85	Potassium hydroxyoctaoxodizincatedichromate	ビス(クロム酸)水酸化二亜鉛 (I I) カリウム	11103-86-9	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
86	Formaldehyde, oligomeric reaction products with aniline	ホルムアルデヒドとアニリンの重合物	25214-70-4	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (SVHC)
87	Lead styphnate	鉛 (I I) = 2,4,6-トリニトロベンゼン-1,3-ジオラート	15245-44-0	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
88	Trilead diarsenate	ビス(ヒ酸)三鉛 (I I): ヒ酸鉛 (I I)	3687-31-8	2011/12/19	REACH(EC)No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(13/26)

C 含有管理物質 (続き)

No.	物質名	参考:物質和名例	CAS No.	適用日	関連法規性
89	Zirconia Aluminosilicate Refractory Ceramic Fibres are fibres covered by index number 650-017-00-8 in Annex VI, part 3, table 3.1 of Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2008 on classification, labelling and packaging of substances and mixtures, and fulfil the three following conditions: a) oxides of aluminium, silicon and zirconium are the main components present (in the fibres) within variable concentration ranges b) fibres have a length weighted geometric mean diameter less two standard geometric errors of 6 or less micrometres (micro m). c) alkaline oxide and alkali earth oxide (Na ₂ O+K ₂ O+CaO+MgO+BaO) content less or equal to 18% by weight	ジルコニアアルミノシリケート耐熱セラミック繊維 (JAMP-SN0055) CLP 規則 Annex VI, part 3, table 3.1 の Index No. 650-017-00-8 に該当するもの および下記3条件に該当するもの: a) アルミニウム、珪素およびジルコニウムの酸化物が可変な濃度範囲内の(繊維中の)主成分である。 b) 繊維径の加重幾何平均が、6 μm 以下の2幾何標準誤差以下である。 c) アルカリ酸化物およびアルカリ土類酸化物(Na ₂ O+K ₂ O+CaO+MgO+BaO)の含有量が18 wt%以下である。		2011/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
90	Aluminosilicate Refractory Ceramic Fibres are fibres covered by index number 650-017-00-8 in Annex VI, part 3, table 3.1 of Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2008 on classification, labelling and packaging of substances and mixtures, and fulfil the three following conditions: a) oxides of aluminium and silicon are the main components present (in the fibres) within variable concentration ranges b) fibres have a length weighted geometric mean diameter less two standard geometric errors of 6 or less micrometres (micro m) c) alkaline oxide and alkali earth oxide (Na ₂ O+K ₂ O+CaO+MgO+BaO) content less or equal to 18% by weight	アルミノシリケート耐熱セラミック繊維 (JAMP-SN0007) CLP 規則 Annex VI, part 3, table 3.1 の Index No. 650-017-00-8 に該当するもの および下記3条件に該当するもの: a) アルミニウムおよび珪素の酸化物が可変な濃度範囲内の(繊維中の)主成分である。 b) 繊維径の加重幾何平均が、6 μm 以下の2幾何標準誤差以下である。 c) アルカリ酸化物およびアルカリ土類酸化物(Na ₂ O+K ₂ O+CaO+MgO+BaO)の含有量が18 wt%以下である。		2011/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(14/26)

C 含有管理物質 (続き)

No.	物質名	参考:物質和名例	CAS No.	適用日	関連法規性
91	Bis(2-methoxyethyl) phthalate	ビス(2-メトキシエチル)=フタラート	117-82-8	2011/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
92	Bis(2-methoxyethyl) ether	1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン: ジエチレングリコールジメチルエーテル	111-96-6	2011/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
93	2,2'-dichloro-4,4'-methylenedianiline	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン	101-14-4	2011/12/19	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
94	Cobalt dichloride	塩化コバルト (II)	7646-79-9	2011/06/20 - 2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
95	1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C6-8-branched alkyl esters, C7-rich	フタル酸ジイソヘプチル	71888-89-6	2011/06/20	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
96	Strontium chromate	クロム酸ストロンチウム (II)	7789-06-2	2011/06/20	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
97	1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C7-11-branched and linear alkyl esters	フタル酸ヘプチルノニルウンデシル	68515-42-4	2011/06/20	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
98	1-Methyl-2-pyrrolidone	N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	2011/06/20	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
99	1,2,3-Trichloropropane	1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4	2011/06/20	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
100	2-Ethoxyethyl acetate	酢酸2-エトキシエチル	111-15-9	2011/06/20	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
101	Hydrazine	ヒドラジン、ヒドラジン-水合物	302-01-2, 7803-57-8	2011/06/20	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
102	Cobalt(II) diacetate	酢酸コバルト (II)	71-48-7	2010/12/15	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
103	Cobalt(II) sulphate	硫酸コバルト (II)	10124-43-3	2010/12/15	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
104	2-Ethoxyethanol	2-エトキシエタノール	110-80-5	2010/12/15	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
105	2-Methoxyethanol	2-メトキシエタノール	109-86-4	2010/12/15	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
106	Chromium trioxide	酸化クロム (VI)	1333-82-0	2010/12/15	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
107	Acids generated from chromium trioxide and their oligomers. Group containing: Chromic acid, Dichromic acid, Dichromic acid, Oligomers of chromic acid and dichromic acid	クロム酸および重クロム酸のオリゴマー (JAMP-SN0071)	7738-94-5, 13530-68-2	2010/12/15	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
108	Cobalt(II) carbonate	炭酸コバルト (II)	513-79-1	2010/12/15	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
109	Cobalt(II) dinitrate	硝酸コバルト (I I)	10141-05-6	2010/12/15	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
110	Trichloroethylene	三塩化エチレン	79-01-6	2010/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
111	Potassium dichromate	ヘプタオキシドニクロム酸二カリウム	7778-50-9	2010/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
112	Tetraboron disodium heptaoxide, hydrate	七酸化二ナトリウム四ホウ素水合物	12267-73-1	2010/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
113	Ammonium dichromate	ヘプタオキシドニクロム酸二アンモニウム	7789-09-5	2010/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(15/26)

C 含有管理物質 (続き)

No.	物質名	参考:物質和名例	CAS No.	適用日	関連法規性
114	Boric acid	ホウ酸	10043-35-3, 11113-50-1	2010/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
115	Sodium chromate	クロム酸ナトリウム	7775-11-3	2010/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
116	Disodium tetraborate, anhydrous	硼砂 七酸化二ナトリウム四ホウ素 七酸化二ナトリウム四ホウ素五水和物	1303-96-4, 1330-43-4, 12179-04-3	2010/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
117	Potassium chromate	テトラオキシドクロム酸二カリウム	7789-00-6	2010/06/18	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
118	Acrylamide	アクリルアミド	79-06-1	2010/03/30	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
119	Lead sulfochromate yellow (C. I. Pigment Yellow 34)	硫クロム酸鉛黄色 (CI ピグメントイエロー34)	1344-37-2	2010/01/13	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
120	Lead chromate molybdate sulphate red (C. I. Pigment Red 104)	クロム酸モリブデン酸亜硫酸鉛赤 (CI ピグメントレッド104)	12656-85-8	2010/01/13	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
121	Anthracene oil	アントラセン油	90640-80-5	2010/01/13	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
122	2,4-Dinitrotoluene	2,4-ジニトロトルエン	121-14-2	2010/01/13	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
123	Anthracene oil, anthracene paste, anthracene fraction	アントラセン油、アントラセンペースト、アントラセン留分	91995-15-2	2010/01/13	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
124	Anthracene oil, anthracene-low	アントラセン油、アントラセン低	90640-82-7	2010/01/13	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
125	Tris(2-chloroethyl)phosphate	トリス(2-クロロエチル)ホスフェート;/ /三(2-クロロエチル)リン酸トリ/TCEP	115-96-8	2010/01/13	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
126	Diisobutyl phthalate	ジイソブチルフタレート;/ /ジイソブチルフタル酸ジイソブチル	84-69-5	2010/01/13	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
127	Lead chromate	クロム酸鉛	7758-97-6	2010/01/13	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
128	Anthracene oil, anthracene paste	アントラセン油、アントラセンペースト	90640-81-6	2010/01/13	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
129	Pitch, coal tar, high temp.	コールタールピッチ	65996-93-2	2010/01/13	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
130	Anthracene oil, anthracene paste, distn. lights	アントラセン油、アントラセンペースト、軽質留分	91995-17-4	2010/01/13	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
131	Lead hydrogen arsenate	砒酸水素鉛	7784-40-9	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
132	Benzyl butyl phthalate (BBP)	フタル酸ブチルベンジル/BBP	85-68-7	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
133	Bis(2-ethylhexyl)phthalate (DEHP)	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)/DEHP	117-81-7	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
134	5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene (musk xylene)	2,4,6-トリニトロ-5-tert-ブチル-1,3-キシレン/ムスクキシレン	81-15-2	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(16/26)

C 含有管理物質 (続き)

No.	物質名	参考:物質和名例	CAS No.	適用日	関連法規性
135	Bis(tributyltin)oxide (TBTO)	ビストリブチルスズオキシド /TBTO	56-35-9	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
136	Diarsenic trioxide	三酸化二砒素	1327-53-3	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
137	Sodium dichromate	重クロム酸ナトリウム・2水和物/重クロム酸ナトリウム	7789-12-0, 10588-01-9	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
138	Triethyl arsenate	砒酸エチルエステル/ヒ酸トリエチル	15606-95-8	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
139	Diarsenic pentaoxide	五酸化二砒素	1303-28-2	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
140	Dibutyl phthalate (DBP)	フタル酸ジブチル /BDP	84-74-2	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
141	4,4'-Diaminodiphenylmethane (MDA)	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
142	Alkanes, C10-13, chloro (Short Chain Chlorinated Paraffins)	塩素化パラフィン (短鎖) (C=10-13)	85535-84-8	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
143	Anthracene	アントラセン	120-12-7	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
144	Hexabromocyclododecane (HBCDD) and all major diastereoisomers identified: Alpha-hexabromocyclododecane Beta-hexabromocyclododecane Gamma-hexabromocyclododecane	1,2,5,6,9,10-ヘキサブプロモシクロドデカン r e l - (1 R , 2 R , 5 S , 6 R , 9 R , 1 0 S) - 1 , 2 , 5 , 6 , 9 , 1 0 -ヘキサブプロモシクロドデカン r e l - (1 R , 2 S , 5 R , 6 R , 9 R , 1 0 S) - 1 , 2 , 5 , 6 , 9 , 1 0 -ヘキサブプロモシクロドデカン r e l - (1 R , 2 R , 5 R , 6 S , 9 S , 1 0 R) - 1 , 2 , 5 , 6 , 9 , 1 0 -ヘキサブプロモシクロドデカン	25637-99-4, 3194-55-6 (134237-50-6) (134237-51-7) (134237-52-8)	2008/10/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
145	Cadmium sulphide	硫化カドミウム	1306-23-6	2013/12/16	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
146	Disodium 4-amino-3-[[4'-[(2,4-diaminophenyl)azo][1,1'-biphenyl]-4-yl]azo]-5-hydroxy-6-(phenylazo)naphthalene-2,7-disulphonate (C. I. Direct Black 38)	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-[(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ]-2,7-ナフタレンジスルホナート(別名 CI ダイレクトブラック 38)	1937-37-7	2013/12/16	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(17/26)

C 含有管理物質 (続き)

No.	物質名	参考:物質和名例	CAS No.	適用日	関連法規性
147	Diethyl phthalate	ジヘキサン-1-イル =フタラート	84-75-3	2013/12/16	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
148	Imidazolidine-2-thione; (2-imidazoline-2-thiol)	2-イミダゾリジン チオン	96-45-7	2013/12/16	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
149	Trixylyl phosphate	リン酸トリス(ジメ チルフェニル)	25155-23-1	2013/12/16	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
150	Disodium 3,3'-[[[1,1'-biphenyl]-4,4'-diylbis(azo)]bis(4-aminonaphthalene-1-sulphonate) (C.I. Direct Red 28)	3,3'-[[[1,1'-ビフ フェニル]-4,4'-ジイ ルビス(アゾ)]ビス (4-アミノナフタレ ン-1-スルホネー ト)二ナトリウム (別名 CI ダイレク トレッド 28)	573-58-0	2013/12/16	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
151	Lead di(acetate)	酢酸鉛(II)	301-04-2	2013/12/16	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
152	1,2-Benzenedicarboxylic acid, dihexyl ester, branched and linear	ビス [アルキル (C = 6)] =フタラート、 フタル酸ジイソ ヘキシル (DIHP)	68515-50-4	2014/06/16	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
153	Sodium perborate; perboric acid, sodium salt	過ホウ酸ナトリウ ム及びその塩	-	2014/06/16	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
154	Sodium peroxometaborate	ペルオキシホウ酸 ナトリウム	7632-04-4	2014/06/16	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
155	Cadmium chloride	塩化カドミウム (I I)	10108-64-2	2014/06/16	REACH (EC) No1907/2006 (Annex X VII, SVHC)
156	Cadmium fluoride	フッ化カドミウム	7790-79-6 (232-222-0)	2014/12/17	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
157	Cadmium sulphate	硫酸カドミウム	10124-36-4; 31119-53-6 (233-331-6)	2014/12/17	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
158	2-benzotriazol-2-yl-4,6-di-tert-butylp henol (UV-320)	2-(2H-1,2, 3-ベンゾトリア ゾール-2-イル) -4,6-ジ-tert -ブチルフェ ノール	3846-71-7 (223-346-6)	2014/12/17	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
159	2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpen tylphenol (UV-328)	2-(2H-ベンゾ トリアゾール-2 -イル)-4,6- ジ-tert- ペンチルフェ ノール	25973-55-1 (247-384-8)	2014/12/17	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
160	2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-d ithia-4-stannatetradecanoate (DOTE)	ジオクチルスズ ビス(2-エチルヘキ シルチオグリコラ ート)	15571-58-1 (239-622-4)	2014/12/17	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(18/26)

C 含有管理物質 (続き)

No.	物質名	参考:物質と名例	CAS No.	適用日	関連法規性
161	reaction mass of 2-ethylhexyl 10-ethyl-4, 4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3, 5-dithia-4-stannatetradecanoate and 2-ethylhexyl 10-ethyl-4-[[2-[(2-ethylhexyl)oxy]-2-oxoethyl]thio]-4-octyl-7-oxo-8-oxa-3, 5-dithia-4-stannatetradecanoate (reaction mass of DOTE and MOTE)	2-ethylhexyl 10-ethyl-4, 4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3, 5-dithia-4-stannatetradecanoate と 2-ethylhexyl 10-ethyl-4-[[2-[(2-ethylhexyl)oxy]-2-oxoethyl]thio]-4-octyl-7-oxo-8-oxa-3, 5-dithia-4-stannatetradecanoate の反応混合物	- (-)	2014/12/17	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
162	5-sec-butyl-2-(2, 4-dimethylcyclohex-3-en-1-yl)-5-methyl-1, 3-dioxane [1], 5-sec-butyl-2-(4, 6-dimethylcyclohex-3-en-1-yl)-5-methyl-1, 3-dioxane [2] [covering any of the individual stereoisomers of [1] and [2] or any combination thereof]	5-sec-ブチル-2-(2, 4-ジメチルシクロヘキ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1, 3-ジオキサン [1]、5-sec-ブチル-2-(4, 6-ジメチルシクロヘキ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1, 3-ジオキサン [2] [これらの[1]および[2]またはそれらの任意の組み合わせの個々の立体異性体のいずれかをカバーする]	- (-)	2015/06/15	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
163	1, 2-benzenedicarboxylic acid, di-C6-10-alkyl esters; 1, 2-benzenedicarboxylic acid, mixed decyl and hexyl and octyl diesters with ≥ 0. 3% of dihexyl phthalate (EC No. 201-559-5)	1, 2-ベンゼンジカルボン酸、ジC6-10アルキルエステル; 1, 2-ベンゼンジカルボン酸、デシル、ヘキシル、オクチル混合ジエステル (0. 3%以上のフタル酸ジヘキシル (EC No. 201-559-5) を含む場合)	68515-51-5 68648-93-1 (271-094-0) (272-013-1)	2015/06/15	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
164	1, 3-propanesultone	1, 3-プロパンスルトン	1120-71-4	2015/12/17	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
165	2, 4-di-tert-butyl-6-(5-chlorobenzotriazol-2-yl)phenol (UV-327)	2, 4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール (UV-327)	3864-99-1	2015/12/17	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
166	2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4-(tert-butyl)-6-(sec-butyl)phenol (UV-350)	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール (UV-350)	36437-37-3	2015/12/17	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
167	Nitrobenzene	ニトロベンゼン	98-95-3	2015/12/17	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
168	Perfluorononan-1-oi-c-acid and its sodium and ammonium salts	パーフルオロノナン-1-酸	375-95-1 21049-39-8 4149-60-4	2015/12/17	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
169	Benzo[def]chrysene (Benzo[a]pyrene)	ベンゾ[def]クリセン (ベンゾ[a]ピレン)	50-32-8	2016/6/20	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(19/26)

C 含有管理物質 (続き)

No.	物質名	参考：物質和名例	CAS No.	適用日	関連法規性
170	p-(1,1-dimethylpropyl)phenol	p-(1,1-ジメチルプロピル)フェノール、 4-tert-アミルフェノール	80-46-6	2017/1/12	REACH (EC)No1907/2006 (SVHC)
171	Nonadecafluorodecanoic acid (PFDA) and its sodium and ammonium salts Ammonium nonadecafluorodecanoate Decanoic acid, nonadecafluoro-, sodium salt Nonadecafluorodecanoic acid	ノナデカフルオロデカン酸 (PFDA) およびそのナトリウムとアンモニウム塩、(ノナデカフルオロデカン酸アンモニウム、ノナデカフルオロデカン酸、ノナデカフルオロデカン酸ナトリウム)	3108-42-7 3830-45-3 335-76-2	2017/1/12	REACH (EC)No1907/2006 (SVHC)
172	4-heptylphenol, branched and linear [substances with a linear and/or branched alkyl chain with a carbon number of 7 covalently bound predominantly in position 4 to phenol, covering also UVCB- and well-defined substances which include any of the individual isomers or a combination thereof]	4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖 [フェノールの4の位置で炭素数7の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、個々の異性体やその組合せのどれでもを含んだUVCB物質およびwell-defined物質(組成等が分かっている物質)を含む]	-	2017/1/12	REACH (EC)No1907/2006 (SVHC)
173	4,4'-isopropylidenediphenol	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA)、BPA、2,2-ビス(p-ヒドロキシフェニル)プロパンなど	80-05-7	2017/1/12	REACH (EC)No1907/2006 (SVHC)
174	Perfluorohexane-1-sulphonic acid and its salts	パーフルオロヘキサンスルホン酸およびその塩 (PFHxS)	二	2017/7/7	REACH (EC)No1907/2006 (SVHC)
175	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-Dodecachloropentacyclo[12.2.1.16.9.02,13.05,10]octadeca-7,15-diene ("Dechlorane Plus"™)	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16.9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン (デクロランプラス)	二	2018/1/15	REACH (EC)No1907/2006 (SVHC)
176	Benz[a]anthracene	ベンゾ [a] アントラセン	56-55-3, 1718-53-2	2018/1/15	REACH (EC)No1907/2006 (SVHC)
177	Cadmium carbonate	炭酸カドミウム	513-78-0	2018/1/15	REACH (EC)No1907/2006 (SVHC)
178	Cadmium hydroxide	水酸化カドミウム	21041-95-2	2018/1/15	REACH (EC)No1907/2006 (SVHC)
179	Cadmium nitrate	硝酸カドミウム	10022-68-1, 10325-94-7	2018/1/15	REACH (EC)No1907/2006 (SVHC)
180	Chrysene	クリセン	218-01-9, 1719-03-5	2018/1/15	REACH (EC)No1907/2006 (SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(20/26)

C 含有管理物質 (続き)

No.	物質名	参考：物質和名例	CAS No.	適用日	関連法規性
181	<u>Reaction products of 1,3,4-thiadiazolidine-2,5-dithione, formaldehyde and 4-heptylphenol, branched and linear (RP-HP)</u>	1,3,4-チアジアゾリジン-2,5-ジチオン、ホルムアルデヒド及び4-ヘプチルフェノール、分岐鎖および直鎖 RP-HP) の反応生成物	-	2018/1/15	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
182	<u>Benzene-1,2,4-tricarboxylic acid 1,2 anhydride</u>	ベンゼン-1,2,4-トリカルボン酸-1,2-無水物 (無水トリメリット酸)	552-30-7	2018/6/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
183	<u>Benzo[ghi]perylene</u>	ベンゾ[ghi]ペリレン	191-24-2	2018/6/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
184	<u>Decamethylcyclopentasiloxane</u>	デカメチルシクロペンタシロキサン	541-02-6	2018/6/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
185	<u>Dicyclohexyl phthalate</u>	フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7	2018/6/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
186	<u>Disodium octaborate</u>	オクタホウ酸二ナトリウム	12008-41-2	2018/6/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
187	<u>Dodecamethylcyclohexasiloxane</u>	ドデカメチルシクロヘキサシロキサン	540-97-6	2018/6/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
188	<u>Ethylenediamine</u>	エチレンジアミン	107-15-3	2018/6/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
189	<u>Lead</u>	鉛	7439-92-1	2018/6/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
190	<u>Octamethylcyclotetrasiloxane</u>	オクタメチルシクロテトラシロキサン	556-67-2	2018/6/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)
191	<u>Terphenyl, hydrogenated</u>	水素化テルフェニル	61788-32-7	2018/6/28	REACH (EC) No1907/2006 (SVHC)

注記

1) 本リストの化学物質は、認可対象候補物質 (SVHC 第19次ECHA公表分まで) に対応しています。

最新情報については、ECHAのSVHCリスト原文をご参照ください。

添付資料「製品環境影響物質リスト」(21/26)

付表1-1 (RoHS指令で規制する物質の適用除外項目に該当する項目)

No.	除外される化学物質と用途および上限値	範囲及び有効期間
1(a)	一般照明用途 30W 未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり 2.5mg を超えない	2021/07/21
1(b)	一般照明用途 30W以上 50W 未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり 3.5mg を超えない	2021/07/21
1(c)	一般照明用途 50W 以上 150W 未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり 5mg を超えない	2021/07/21
1(d)	一般照明用途 150W 以上/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり 15mg を超えない	2021/07/21
1(e)	一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径 17mm 以下/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり 7mg を超えない	2021/07/21
1(f)	特殊用途用/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり 5mg を超えない	2021/07/21
2(a) (1)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm 未満(例 T2)/一般照明用途の直管蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 4mg を超えない	2021/07/21
2(a) (2)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm 以上 17mm 以下(例 T5)/一般照明用途の直管蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 3mg を超えない	2021/07/21
2(a) (3)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径 17mm 超 28mm 以下(例 T8)/一般照明用途の直管蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 3.5mg を超えない	2021/07/21
2(a) (4)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ径 28mm 超(例 T12)/一般照明用途の直管蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 3.5mg を超えない	2021/07/21
2(a) (5)	3波長形蛍光体を使用した長寿命(25000 時間以上)のランプ/一般照明用途の直管蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 5mg を超えない	2021/07/21
2(b) (3)	直管蛍光灯ランプ以外の3波長形蛍光体を使用したランプ径17mm 超(例 T9)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	2021/07/21
2(b) (4)	その他の一般照明用途及び特殊用途(例 電磁誘導灯)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	2021/07/21
3(a)	短尺ランプ(500mm 以下)/特殊用途の冷陰極蛍光灯ランプ及び外部電極蛍光灯ランプ(CCFL 及び EEFL)であってランプ当たりの水銀含有量が 3.5mg を超えない	2021/07/21
3(b)	中尺ランプ(500mm 超 1500mm 以下)/特殊用途の冷陰極蛍光灯ランプ及び外部電極蛍光灯ランプ(CCFL 及び EEFL)であってランプ当たりの水銀含有量が 5mg を超えない	2021/07/21
3(c)	長尺ランプ(1500mm 超)/特殊用途の冷陰極蛍光灯ランプ及び外部電極蛍光灯ランプ(CCFL 及び EEFL)であってランプ当たりの水銀含有量が 13mg を超えない	2021/07/21
4(a)	その他の低圧放電管ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	2021/07/21
4(b)-I	P(ランプ電力) \leq 155W/平均演色評価数が 60 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり 30mg を超えない	2021/07/21
4(b)-II	155W < P(ランプ電力) \leq 405W/平均演色評価数が 60 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり 40mg を超えない	2021/07/21
4(b)-III	405W < P(ランプ電力)/平均演色評価数が 60 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり 40mg を超えない	2021/07/21
4(c)-I	P(ランプ電力) \leq 155W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり 25mg を超えない	2021/07/21
4(c)-II	155W < P(ランプ電力) \leq 405W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり 30mg を超えない	2021/07/21
4(c)-III	P(ランプ電力) > 405W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり 40mg を超えない	2021/07/21
4(e)	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	2021/07/21
4(f)	本付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀	2021/07/21

添付資料「製品環境影響物質リスト」(22/26)

付表 1-1 (RoHS 指令で規制する物質の適用除外項目に該当する項目) (続き)

No.	除外される化学物質と用途および上限値	範囲及び有効期間
4(g)	装飾的あるいは建築上の専門的な照明設備やライトアートワークのネオンサイン用の手作業で製作される発光放電管中の水銀。水銀含有量は、以下の通りに制限される： (a) 20℃以下の温度で感光する屋外または屋内アプリケーション用として電極対あたり 20mg、チューブ長 1cm あたり 0.3mg (ただし 80mg 以下のこと) (b) 他の全ての屋内アプリケーション用として電極対あたり 15mg、チューブ長 1cm あたり 0.24mg (ただし 80mg 以下のこと)	2018/12/31
5(a)	CRT(ブラウン管、冷極線管)のガラスに含まれる鉛	2021/07/21
5(b)	ガラス蛍光管であって鉛含有量が 0.2wt%を超えないもの	2021/07/21
6(a)	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる 0.35 wt%までの鉛	2021/07/21
6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4 wt%までの鉛	2021/07/21
6(c)	鉛含有量が 4wt%以下の銅合金	2021/07/21
7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛 (すなわち鉛含有率が重量で 85%以上の鉛ベースの合金)	2021/07/21
7(b)	サーバ、記憶装置、記憶アレイシステム、信号切り替え・送受信・伝送及び電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けのはんだに含まれる鉛	2021/07/21
7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品 (例 圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	2021/07/21
7(c)-II	定格電圧が AC125V または DC250V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2021/07/21
7(c)-III	電気電子機器のスペアパーツとしての定格電圧が AC125V または DC250V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2021/07/21
7(c)-IV	集積回路、ディスクリット半導体の部品に使われるコンデンサ向けの、ジルコン酸チタン酸鉛 (PZT) をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	2021/07/21
8(a)	電気電子機器のスペアパーツとしての一括投入混練コンパウンドペレット成形したサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物	<u>2013/1/1 までに販売した製品のスペアパーツはその後も使用可能</u>
8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	2021/07/21
9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防食用として冷却ソリューション中に含まれる 0.75wt%以下の六価クロム	2021/07/21
9(b)	冷媒管用のベアリング・シェル及びブッシュに含まれる鉛・・・暖房用、換気用、空調用及び冷凍冷蔵 (HVACR) 機器のコンプレッサーを含む	2021/07/21
11(a)	2010年9月24日以前に上市された電気電子機器のスペアパーツとしてのC-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いられる鉛	<u>2010/9/24 までに販売した製品のスペアパーツはその後も使用可能</u>
11(b)	2013年1月1日以前に上市された電気電子機器のスペアパーツとしてのC-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛	<u>2013/1/1 までに販売した製品のスペアパーツはその後も使用可能</u>
12	2010年9月24日以前に上市された電気電子機器のスペアパーツとして使用される熱伝導モジュール形Cリング向けコーティング材料としての鉛	<u>2010/9/24 までに販売した製品のスペアパーツはその後も使用可能</u>
13(a)	光学機器に使われる白色ガラスに含まれる鉛	2021/07/21
13(b)	フィルタガラスおよび反射標準物質用のガラス中に含まれるカドミウムおよび鉛	2021/07/21
14	2011年1月1日以前に上市された電気電子機器のスペアパーツとしてのマイクロプロセッサのピンおよびパッケージ間の接合用に用いる、2種類超の元素で構成されるはんだに含まれる鉛で、その含有量が 80 wt%超かつ 85 wt%未満のもの	<u>2011/1/1 までに販売した製品のスペアパーツはその後も使用可能</u>
15	集積回路パッケージ (フリップチップ) の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	2021/07/21

添付資料「製品環境影響物質リスト」(23/26)

付表 1-1 (RoHS 指令で規制する物質の適用除外項目に該当する項目) (続き)

No.	除外される化学物質と用途および上限値	範囲及び有効期間
17	プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電 (HID) ランプ中の、放射媒体としてのハロゲン化鉛	2021/07/21
18(b)	BSP (BaSi2O5:Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下)	2021/07/21
21	ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛およびカドミウム	2021/07/21
23	2010年9月24日以前に上市された電気電子機器のスペアパーツとして使用されるピッチが 0.65mm 以下での微細ピッチコンポーネントの仕上げ処理が施された部位に含まれる鉛	<u>2010/9/24 までに販売した製品のスペアパーツはその後も使用可能</u>
24	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用のはんだに含まれる鉛	2021/07/21
25	構造要素に用いられる表面伝導電子エミッタ表示盤 (SED) に含まれる酸化鉛。特に、シールフリット、フリットリングに含まれる酸化鉛	2021/07/21
29	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I (カテゴリ 1、2、3 および 4) で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛	2021/07/21
30	音圧レベル 100dB(A) 以上の高耐入力スピーカの変換器のボイスコイルに直付けされる導電体の電氣的/機械的のはんだ接合部分のカドミウム合金	2021/07/21
31	水銀を含有しない薄型蛍光ランプ (たとえば、液晶ディスプレイや、デザイン用または工業用照明に用いられるもの) に使用されるはんだ材の中の鉛	2021/07/21
32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	2021/07/21
33	電力変圧器用の直径 100 ミクロン以下の細径銅線のはんだ付け用のはんだ中の鉛	2021/07/21
34	サーメット (陶性合金) を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	2021/07/21
37	ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛	2021/07/21
38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム	2021/07/21
41	技術的な理由でハンドヘルド内燃機関 (欧州議会・理事会指令 97/68/EC のクラス SH : 1、SH : 2、SH : 3) (1) のクランクケースまたはシリンダーに直接搭載されなければならない点火モジュールおよび他の電気・電子エンジンの制御装置で使われるはんだおよび電気・電子部品の末端仕上げとプリント配線基板の仕上げの鉛 (1) 1997年12月16日の欧州議会・理事会指令 97/68/EC の道路通行用でない移動体機器に搭載される内燃機関からのガス状および粒子の汚染物質放出に対する法案に関する加盟国の類似法(1998年2月27日の OJ L59, p. 1)	2018/12/31

注記

1)本リストは法律の内容を保証するものではありません。最新情報については、EUの原文をご参照ください。

添付資料「製品環境影響物質リスト」(24/26)

付表 1-2 (RoHS 指令の改正により新たに適用される医療機器および監視・制御装置の適用除外項目)

No.	除外される化学物質と用途および上限値	範囲及び有効期間
電離放射線を利用または検出する機器		
1	電離放射線検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	2021/07/21
2	X線管の鉛ベアリング	2021/07/21
3	電磁放射増幅デバイス(マイクロチャンネルプレート、キャビラリプレート)に含まれる鉛	2021/07/21
4	X線管およびイメージ増幅管のガラスフリットに含まれる鉛およびガスレーザの組み立て用および電磁放射を電子に変換する真空管用のガラスフリットバインダーに含まれる鉛	2021/07/21
5	電離放射線の防護に用いられる鉛	2021/07/21
6	X線試験物体に含まれる鉛	2021/07/21
7	ステアリン酸鉛 X線カ回折結晶	2021/07/21
8	ポータブル蛍光 X線分光器に用いられるカドミウム放射性同位体センサ、検出器および電極	2021/07/21
センサ、検出器及び電極		
1a	イオン選択電極(pH電極のガラスを含む)に含まれる鉛とカドミウム	2021/07/21
1b	電気化学酸素センサの鉛陽極	2021/07/21
1c	赤外線検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	2021/07/21
1d	基準電極に含まれる水銀(塩化水銀(I)、硫化水銀、酸化水銀)	2021/07/21
その他		
9	ヘリウム-カドミウムレーザに含まれるカドミウム	2021/07/21
10	原子吸光分光器のランプに含まれる鉛とカドミウム	2021/07/21
11	MRIの超伝導体および熱伝導体として用いられる合金に含まれる鉛	2021/07/21
12	MRI、SQUID、NMRまたはFTMS検出器の超電導磁気回路を構成する金属接着剤に含まれる鉛及びカドミウム	2021/06/30
13	カウンターウェイトに用いる鉛	2021/07/21
14	超音波トランスデューサの圧力単結晶材料に含まれる鉛	2021/07/21
15	超音波トランスデューサの接合に用いるはんだに含まれる鉛	2021/07/21
16	モニタリング装置および制御装置に用いる超高精密キャパシタンス/損失測定ブリッジ、高周波 RF スイッチおよびリレーに含まれる水銀で、スイッチまたはリレー1個あたり20mgを超えないもの。	2021/07/21
17	ポータブル除細動器のはんだに含まれる鉛	2021/07/21
18	波長8~14μmの赤外線を検出する高性能赤外線映像装置のはんだに含まれる鉛	2021/07/21
19	LCoSディスプレイに含まれる鉛	2021/07/21
20	X線測定フィルタに含まれるカドミウム	2021/07/21
21	X線画像用イメージインテンシファイア中のカドミウム及び2020年1月1日より前にEU市場に上市されたX線システム用スペアパーツ中のカドミウム	2019/12/31
22	CT及びMRI用の定位ヘッドフレーム中、ならびにガンマ線及び粒子治療装置のためのポジショニングシステム中に用いられる酢酸鉛マーカー	2021/06/30
23	電離放射線にさらされる医療機器のベアリング及び摩耗面のための合金要素としての鉛	2021/06/30
24	X線蛍光イメージインテンシファイア中のアルミニウムとスチール間の真空気密接続を可能にしている鉛	2019/12/31
25	通常稼働及び貯蔵状態でマイナス20℃を下回る温度で恒久的に使用される非磁性コネクタに必要なピンコネクタシステムの表面コーティング中の鉛	2021/06/30
26	通常稼働及び貯蔵状態でマイナス20℃を下回る温度で恒久的に使用される以下の鉛	2021/06/30
	-プリント回路基板のはんだ	
	-電気及び電子部品の端子コーティング及びプリント回路基板のコーティング	
	-ワイヤとケーブルを接続するためのはんだ	
	-変換器とセンサを接続するはんだ	

添付資料「製品環境影響物質リスト」(25/26)

付表 1-2 (RoHS 指令の改正により新たに適用される医療機器および監視・制御装置の適用除外項目) (続き)

No.	除外される化学物質と用途および上限値	範囲及び有効期間
27	以下の中の鉛	2020/06/30
	-はんだ	
	-電気及び電子部品及びプリント回路基板の端子コーティング	
	-電線、シールド及び同梱されたコネクタの接続	
	a) 医療用磁気共鳴画像装置中の磁石のアイソセンター周囲半径 1m 圏内の磁場。この範囲内で使用されるよう設計された患者モニタを含む、または b) 粒子療法のために適用されるサイクロトロン磁石の外部表面、ビーム輸送及びビーム方向制御のための磁石から距離 1m の範囲内の磁場	
29	医療機器及び産業用監視制御器具において、低温クーラー、低温ヘッド及び保温クーラーで冷却された低温プローブ及び低温クーラーで冷却された等ポテンシャルボンディングシステムに使用される、超伝導体または熱伝導体としての合金中の鉛	2021/06/30
30	X 線イメージインテンシファイアにおいて光電陰極を作製するために用いられるアルカリディスペンサ中の六価クロム及び 2020 年 1 月 1 日より前に EU 市場に上市される X 線システム用スペアパーツ中の六価クロム	2019/12/31
31	再利用が監視可能なクローズドループの B2B 返却システムにおいて起こり、かつ、部品にかかる再利用が消費者に通知されることを条件として、2014 年 7 月 22 日より前に上市された機器から回収され、2021 年 7 月 22 日より前に上市されたカテゴリ 8 機器に使用される、再使用スペアパーツ中の鉛、カドミウム及び六価クロム	2021/07/21
32	核磁気共鳴画像機器に組み込まれるポジトロン断層法用検出器及びデータ獲得ユニットのプリント回路基板上的はんだ中の鉛	2019/12/31
33	ポータブル除細動器を除く、指令 93/42/EEC (医療機器指令) クラス II a 及び II b の移動式医療装置に使用される部品実装済みプリント回路基板上的はんだ中の鉛	2016/06/30 : クラス II a 2020/12/31 : クラス II b
34	BSP 蛍光体を含む体外循環光療法ランプに使用される場合の、放電ランプの蛍光パウダー中の活性剤としての鉛	2021/07/22
35	2017 年 7 月 22 日より前に上市された産業用の監視および制御装置で使用されるバックライティング液晶ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプの中の水銀であって、1 ランプにつき 5mg を超えないもの	2024/07/21
36	産業用の監視および制御装置用の C-プレスに準拠したピン・コネクタ・システム以外の中で使われる鉛	2020/12/31 2021/01/01 より前に上市された産業用の監視および制御装置用のスペアパーツはこの期限以降も使用可
37	伝導率測定のために使用される以下の条件の少なくとも 1 つが適用される白金めっき白金電極中の鉛： (a) 試験所の未知の濃度測定用アプリケーションとして 1 桁以上 (例えば 0.1mS/m ~5mS/m レンジ) をカバーする伝導率が広範囲の測定用； (b) プラスマイナス 1% の精度と電極の高耐蝕性が必要な以下の溶液の測定用： (i) pH1 未満の酸性溶液 (ii) pH13 超のアルカリ性溶液 (iii) ハロゲンガスを含む腐食性の溶液 (c) 携帯型計器で測定しなくてはならない 100mS/m 以上の伝導率測定用	2018/12/31
38	CT と X 線装置の X 線検出器で使用されるインターフェースにつき 500 以上を接続する広範囲の積層型素子の 1 つのインターフェースに含まれるはんだの鉛	2019/12/31 2020/01/01 より前に上市された CT と X 線装置用のスペアパーツについてはこの期限以降も使用可

添付資料「製品環境影響物質リスト」(26/26)

付表 1-2 (RoHS 指令の改正により新たに適用される医療機器および監視・制御装置の適用除外項目) (続き)

No.	除外される化学物質と用途および上限値	範囲及び有効期間
39	以下の特性の少なくとも1つが存在する装置で使われるマイクロチャンネルプレート (MCPs) 中の鉛： (a) 最高 3mm/MCP (検出器の厚さ+MCP 設置スペース)、全体で最高 6mm を限度としたスペースの小さいサイズの電子またはイオン検出器ならびにより大きいスペースを必要とする代替設計でないとして科学的に代替不可能な検出器 (b) 以下の少なくとも 1 つが適用される電子またはイオン検出用の二次元の空間分解能： (i) 25ns より短い応答時間 (ii) 149mm ² より大きな検出領域 (iii) 1.3×10 ³ より大きい増倍率 (c) 電子またはイオン検出用の 5ns より短い応答時間； (d) 電子またはイオン検出用の 314 の mm ² より大きな検出領域 (e) 4.0×10 ⁷ より大きい増倍率	2021/07/21：医療装置と監視および制御装置 2023/07/21：体外診断用医療機器 2024/07/21：産業用の監視および制御装置
40	産業用の監視および制御装置用の定格電圧 AC125V または DC250V より小さいコンデンサの中の誘電セラミックの鉛	2020/12/31 2021/01/01 より前に上市された産業用の監視および制御装置用のスペアパーツについてはこの期限以降も使用可
41	体外診断用医療機器で使用される血液等を測定する電気化学センサの PVC (塩ビ) 中に含まれる鉛	2018/12/31
42	高い周波数 (> 50 MHz) で動作する血管内超音波画像システムに使用される電気回転式コネクタ中に含まれる水銀	2019/06/30

注記

1)本リストは法律の内容を保証するものではありません。最新情報については、EUの原文をご参照ください。

改訂履歴

版 数	改訂年月	改訂内容
初版	2007年 11月	制定
2版	2008年 6月	<p>2. 適用範囲 適用範囲の変更に伴う改正 ・包装材料、梱包材料の追加</p> <p>3. グリーン調達基準の考え方とお取引開始までの進め方 取引条件の変更に伴う改正 ・物品に対する枠組みを使用禁止物質の使用禁止に変更 ・取引条件を「製品含有化学物質マネジメントシステム調査票」および「含有化学物質調査票」のフクダ電子の評価による判定に変更</p> <p>4. 要求事項と解説 要求事項に伴う改正 ・環境管理システムの要求事項を「製品含有化学物質管理ガイドライン」の全項目に変更 ・物品の要求事項を使用禁止物質の使用禁止に変更</p> <p>5. 評価について 運用についての改正 ・製品含有化学物質マネジメントシステム評価フロー図の変更 ・含有科学物質評価フロー図の変更</p> <p>添付資料「製品環境影響物質リスト」 要求事項に伴う改正 ・使用制限物質であった6物質を使用禁止物質に変更 ・カドミウムの含有量閾値を100ppmに変更 ・用語の定義の項目のカドミウムについての記述を削除</p> <p>別紙 要求事項に伴う改正 ・「製品含有化学物質マネジメントシステム調査票」および「含有化学物質調査票」の全面改正</p> <p>誤記訂正</p>

版 数	改訂年月	改訂内容
3版	2011年 4月	用語の説明 <ul style="list-style-type: none"> 用語の説明を追加 説明の追加に伴い「7. 用語の説明」を削除
		3. グリーン調達基準の考え方とお取引開始までの進め方 取引条件の変更に伴う改訂 <ul style="list-style-type: none"> 「製品環境影響物質の管理」として、「使用制限物質および含有管理物質の把握」を追加 「取引先環境評価」を行うための調査票に「実施項目一覧表兼チェックシート」を追加 「物品評価」を行うための調査票をAISに変更
		4. 要求事項と解説 要求事項に伴う改訂 <ul style="list-style-type: none"> 環境管理システムの要求事項を「製品含有化学物質管理ガイドライン第二版」に変更 物品の要求事項に使用制限物質および含有管理物質の把握を追加
		5. 評価について 運用についての改訂 <ul style="list-style-type: none"> 提出物に実施項目一覧表兼チェックシートを追加 製品含有化学物質マネジメントシステム評価フロー図の変更 提出物を調査票からAISに変更 含有科学物質評価フロー図の変更
		6. その他 運用についての改訂 <ul style="list-style-type: none"> 製品環境影響物質情報の取り扱いの変更
		添付資料「製品環境影響物質リスト」 要求事項に伴う改訂 <ul style="list-style-type: none"> 使用禁止物質リストの変更 使用制限物質リストに物質を追加 含有管理物質リストに物質を追加 適用除外項目リストの追加
		別紙 要求事項に伴う改訂 <ul style="list-style-type: none"> 「含有化学物質調査票」の削除 「製品含有化学物質マネジメントシステム調査票」の改訂
		誤記訂正
3.1版	2011年 12月	5. 評価について フロー名称の訂正 <ul style="list-style-type: none"> 「製品含有化学物質マネジメントシステム評価フロー」の名称を「取引先環境評価フロー」に訂正 「含有科学物質評価フロー」の名称を「物品評価フロー」に訂正
		添付資料「製品環境影響物質リスト」 <ul style="list-style-type: none"> 含有管理物質リストに「No.31 2-エトキシエタノール物質」を追加
		別紙 運用についての改訂 <ul style="list-style-type: none"> 「製品含有化学物質マネジメントシステム調査票」の改訂

版 数	改訂年月	改訂内容
4版	2013年 9月	用語の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・「製品含有化学物質管理ガイドライン」の説明を追加。 ・「グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）」及び「使用制限物質」の説明を変更。
		3.2.お取引開始までの進め方 <ol style="list-style-type: none"> 1) 参照ページを変更。 7) 回答書式の記載順序を変更。
		4.1.物品に関する要求事項 <p>要求事項の変更に伴う改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境管理システムに関する要求事項を、製品含有化学物質管理ガイドライン第三版の実施項目に変更。 ・物品の製品環境影響物質に関する要求事項について、1～3項の物質数の記述を削除。
		4.2.要求事項の解説 <p>要求事項の変更に伴う改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品含有化学物質管理ガイドライン第三版の解説に変更。
		5.評価について <p>運用についての改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「取引先環境評価フロー」及び「物品評価フロー」の削除。 ・フローの削除に伴った、文章の修正。 ・「製品含有化学物質マネジメントシステム調査票」の削除に伴った、文章の修正。
		添付資料「製品環境影響物質リスト」 <p>RoHS指令の改正及びREACH規制のSVHCリスト更新に伴う改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用禁止物質リスト内のEU-RoHS指令の指令番号を更新。 ・使用制限物質リストに、RoHS指令の次回改正時の適用候補物質を記載。 ・含有管理物質リストに、SVHC 113物質を追加。及びリスト整備。 ・各物質リストに注記を追加 ・適用除外項目リスト（付表1-1、付表1-2）の更新。 <p>「製品含有化学物質マネジメントシステム調査票」の削除</p>
4.1版	2014年 4月	添付資料「製品環境影響物質リスト」 <p>REACH規制のSVHCリスト更新に伴う改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・含有管理物質リストに、SVHC 7物質を追加。 <p>RoHS指令の適用除外項目の追加に伴う改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用除外項目リスト（付表1-1）の更新。 ・適用除外項目リスト（付表1-2）の更新。

版 数	改訂年月	改訂内容
4.2版	2014年 10月	5.2.物品評価 調査回答に関する文章の修正。
		添付資料「製品環境影響物質リスト」 添付資料構成の改訂 ・用語の定義の改訂 ・「注意」の追加 ・「備考」の削除 要求事項についての改訂 ・使用禁止物質リスト対象範囲より意図的添加を削除。 REACH規制のSVHCリスト更新に伴う改訂 ・含有管理物質リストに、SVHC 4物質を追加。
		誤記訂正
5版	2015年 4月	FQガイドとなる
		品質方針 6. その他 ・お問い合わせ先の変更
5.1版	2015年 12月	用語の説明 ・「使用制限物質」の説明を変更。
		品質方針 ・変更年月日を明記
		3.2 お取引開始までの進め方 5.1.1 取引先環境評価 ・製品含有化学物質マネジメントシステム調査票を削除
		6. その他 ・お問い合わせ先E-mailアドレス削除
		添付資料「製品環境影響物質リスト」 RoHS指令の附属書IIの更新に伴う改訂 ・使用制限物質リストのHBCDDをDIBPに変更。 REACH規制のSVHCリストの更新に伴う改訂 ・含有管理物質リストに、SVHC 156～168を追加。 RoHS指令の適用除外項目の更新に伴う改訂 ・適用除外項目リスト（付表1-1）に項目4(g)と41を追加。 ・適用除外項目リスト（付表1-2）に項目35～42を追加。 参照URLを削除。
6版	2017年 6月	用語の説明 ・グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）及びJGPファイルを削除 ・使用制限物質削除 ・chemSHERPAを追加
		2.項 3)取扱説明書などを削除
		3.1項 1) (取引先環境評価) 2) (物品評価)及び「原則」を追加
		3.2項 ・要求事項との関係を明確にするために一部追加 ・実運用との整合のため改訂及びchemSHERPAを追加
		4.1項 誤記修正
		5.項 実運用との整合のため改訂
		5.2項 ・見積依頼書のRoHS物品評価のチェック欄の補足説明追加 ・代替部品提案の際の調査結果添付の補足説明を追加

版 数	改訂年月	改訂内容
6版	2017年 6月	6.項 お問い合わせ先 電話番号削除
		添付資料 用語の定義 4)及び5) 使用制限物質を削除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「B 使用制限物質」に記載されていたフタル酸エステルを「A 使用制限物質」に移行 ・ 「B 使用制限物質」は削除 ・ 付表1-1 「範囲及び有効期間」の見直し 有効期間終了項目を削除 ・ 含有管理物質リストに、SVHC 169～173を追加。
7版	2018年 9月	用語の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品含有化学物質(CiP)を追加 ・ チェックシートを追加 ・ AISを削除
		3.2項 4)及び5) AISを削除
		4.1項 物品に関する要求事項 要求事項の変更に伴う改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境管理システムに関する要求事項を、製品含有化学物質管理ガイドライン第4.0版の実施項目に変更。
		4.2項 要求事項の解説 要求事項の変更に伴う改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品含有化学物質管理ガイドライン第4.0版の解説に変更。
		5.1 項 取引先環境評価 要求事項の変更に伴う改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品含有化学物質管理ガイドライン第4.0版の実施項目に変更。
		5.2項 2)、3)、5)及び6) AISを削除
		6.その他 お問い合わせ先 生産購買部に変更
		添付資料「製品環境影響物質リスト」C 含有管理物質 SVHC 174～191を追加。
		添付資料「製品環境影響物質リスト」
		付表1-1 有効期間終了項目を削除 スペアパーツに関する範囲及び有効期間の見直し
		付表1-2 有効期間終了項目を削除